

建設委員会記録

開催日時 平成27年7月2日(木) 13:02~15:54

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長
清水 勉 副委員長
池田 慎久 委員
森山 賀文 委員
大国 正博 委員
乾 浩之 委員
太田 敦 委員
国中 憲治 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

久保田 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第55号 平成27年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(建設委員会所管分)

議第66号 市町村負担金の徴収について

(建設委員会所管分)

議第68号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第69号 都市計画道路整備事業にかかる請負契約の変更について

報第1号 平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成26年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

平成26年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第 2 号 平成 26 年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書
の報告について

報第 13 号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第 14 号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第 15 号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第 19 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分
の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに
関する訴訟事件について

(2) その他

<会議の経過>

○岩田委員長 それでは、ただいまから建設委員会を開会します。

本日、当委員会に対し、1 名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めること
としてよろしいですか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

また、その後の申し出についても、さきの方を含め 20 名を限度に許可することにし
たいと思いますが、よろしいですか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることにします。

まず、常時出席を求める理事者の変更についてです。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要性が生じたので、お
手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求しております。ご了承願います。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせに
より、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめ
ご了承願います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説
明願います。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部所管の6月定例県議会提出議案について説明します。

まず、補正予算案について説明します。

「平成27年度6月補正予算の概要」の10ページ、15効率的・効果的な基盤整備ですが、まず、公共事業の全体像ですけれども、災害復旧事業、下水道事業を除く土木関係公共事業全体で足し算をしますと、80億2,100万円余の予算規模になっています。内訳については、補助公共事業が67億6,900万円余、そして単独公共事業が12億5,100万円余となっています。なお、この6月補正予算案をお認めいただきますと、当初予算と加えて約472億9,700万円です。対前年度比が13.2%の減になっていますけれども、減額の主な理由は、国庫補助事業に係るさきの2月補正予算の規模が前回と比べて随分小さくなっています。国の補正予算の規模が大幅に少なくなったことに起因しているものです。

それでは、個々の事業について、道路、河川、砂防の順に説明します。

道路改良事業は、県が管理している国道、県道の整備に要する経費です。国道168号の王寺道路、香芝王寺道路の用地取得の促進、国道169号の高取バイパスの工事の促進、国道309号の丹生バイパスの平成28年度供用に向けた工事を促進するなど事業の進捗を図るほか、国道25号の奈良市小倉町から針町、主要地方道天理環状線の九条バイパスを初め、5つの新たな事業を行います。

道路改良等基礎調査ですけれども、この事業では、国道169号の新伯母峯トンネル、国道168号の新天辻トンネル等の調査を推進するほか、平成27年度から新たにまちづくりに関する包括協定に関連する道路ネットワークについても、整備のあり方等を検討したいと考えています。

骨格幹線道路結節点整備事業では、従来の取り組みに加えて、阪奈道路、正式名称は主要地方道大阪生駒線ですが、この阪奈道路の辻町インターチェンジのフルランプ化事業を新規事業として行います。

奈良市中心市街地の交通対策事業では、駐車場の案内板、近鉄奈良駅前のぐるっとバスのバス停の整備を進めたいと考えています。

無電柱化推進事業は、一般県道橿原神宮東口停車場飛鳥線ほか2路線における無電柱化の推進をします。

新規事業の（仮称）京奈和自転車道整備事業では、新たに京都府の木津川自転車道と

和歌山県の紀の川自転車道を結ぶ奈良県内の自転車ネットワークの整備を進めたいと考えています。整備の内容の検討を進めるほか、一部工事に要する経費についてもお願いをするものです。

通学路の安全対策事業は、主要地方道奈良名張線の山添村西波多、一般県道川津高野線の野迫川村上垣内の2カ所において新たに事業着手するなど、通学路の交通安全対策の促進をするものです。

交通安全施設整備事業は、交差点の改良や歩道整備に要する経費ですけれども、国道25号の奈良市小倉、大神神社の参道ともなっている一般県道三輪山線の2カ所で新たな事業着手するなど、事業の推進をするものです。

新規事業の「眺めがよく安全な道路」づくり事業では、交通安全対策となる道路の拡幅あるいは退避所の整備、急カーブの解消といった事業と景観や眺望を阻害している立木の伐採を同時に行おうという新たな事業です。平成27年度は国道425号と主要地方道高野天川線において取り組みたいと考えています。

道路舗装補修事業は、国道25号ほか32路線の舗装補修に要する経費です。

道路災害防除事業は、道路のり面の崩壊対策、落石対策等に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、記載の路線においても対策の実施をするものです。

道路施設老朽化対策事業は、長寿命化計画に基づく補修・修繕に要する経費ですけれども、当初予算で計上した箇所に加えて、記載の橋りょうについても対策の実施をするものです。

大和川流域総合治水対策推進事業は、大和川ほか27河川において河川改修事業の促進を図るほか、新たに天理市庵治町において調整池の整備に着手をしたいと考えています。

南部東部地域河川改良事業は、護岸整備や河道の掘削等の河川改良に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加え、記載の河川において県単独事業をするものです。

水辺の遊歩道整備事業は、河川沿いのウォーキングルートを整備するものですけれども、当初予算で計上した箇所に加えて、葛城市の甘田川における遊歩道の整備の追加をします。

通常砂防事業は、砂防堰堤等、砂防設備の整備に要する経費ですが、当初予算で計上しました箇所に加えて、記載のとおり箇所において追加するものです。

地すべり対策事業は、承水路やアンカー工等、地すべり防止施設の整備に要する経費ですけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、記載の地区で県単独事業の追加するものです。

急傾斜地崩壊対策事業は、擁壁工やのり面工等、急傾斜地における崩壊から人家等を守るための工事に要する経費でございますけれども、当初予算に計上した箇所に加えて、宇陀市萩原地区ほか6カ所の新規箇所を含めて記載のとおり追加をするものです。

新規事業の砂防関係施設長寿命化計画策定事業は、砂防堰堤など砂防関係施設の長寿命化対策として、これらの施設の維持管理、補修・修繕に関する計画策定に平成27年度から新たに着手したいと考えています。

新規事業の大規模土砂災害防止対策推進事業は、平成26年8月の広島市における土砂災害を教訓に、山地部だけでなく、都市部においても住民参加型のワークショップ等を開催して土砂災害地域防災マップづくりを進めるなど、大規模土砂災害に対する監視警戒・避難システムづくりを進めてまいります。

なお、今説明した道路改良事業、交通安全施設整備事業、道路災害防除事業、大和川流域総合治水対策推進事業、そして通常砂防事業の5つの事業については、それぞれ金額の欄に記載の額の債務負担行為をします。今回の補正予算に係る公共事業の主な事業箇所については、参考資料として、「平成27年度6月補正予算公共事業の主な事業箇所一覧（道路・街路）」もあわせて配付していますので、後ほどでもご参照いただければと思います。

次に、15ページの債務負担行為補正です。まず、追加ですけれども、今5つの事業について債務負担行為をしていると説明しましたけれども、追加の道路改良事業に係る契約から砂防事業に係る契約5つが県土マネジメント部所管に関するもので先ほど説明した債務負担行為をするものです。

変更で県土マネジメント部の所管は、奈良県土地開発公社の金融機関からの融資に対する債務保証と公共用地取得事業です。奈良県土地開発公社の金融機関からの融資に関する債務保証は、土地開発公社が金融機関から資金を調達するために必要となる債務保証を行うもので、その追加をするものです。公共用地取得事業は、平成28年度以降の土地開発公社が先行取得した用地を県が買い戻していくことになるわけですが、その債務負担行為について追加をするものです。

以上で補正予算の説明を終わります。

次に、県土マネジメント部所管の予算外の議案について説明します。「平成27年度一般会計特別会計補正予算案その他」の53ページ、議第66号、市町村負担金の徴収についてです。県土マネジメント部所管分は、急傾斜地崩壊対策事業と流域下水道事業の2つの事業です。これらは地方財政法第27条の規定により、平成27年度に施工する事業について利益を受ける記載の市町村にその費用の一部の負担をしていただくというものです。

次に、56ページの議第68号、道路整備事業に係る請負契約の変更です。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約金額の変更について議決をお願いするものです。工事の名称は、一般国道168号地域連携推進事業（国道改築）工事です。請負者は、株式会社ピーエス三菱です。当該事業は、国道168号辻堂バイパスの新閉君橋の、PCになりますけれども、橋りょう上部工事です。工期は、記載にあるように、平成27年8月14日で、現在、舗装工事を残してほぼ概成をしている状況ですけれども、労務単価の上昇に対応するため、記載のとおり契約金額の変更をするものです。

59ページの報第1号、平成26年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

まず、繰越明許費について説明します。

県土マネジメント部所管は68ページの県土マネジメント総務費から、70ページの河川費までと、72ページの災害復旧費の土木施設災害復旧費が県土マネジメント部所管のものです。72ページの翌年度繰越額の合計欄275億円余のうち県土マネジメント部に関する繰越額は154億円余となっています。平成26年8月の台風11号の豪雨の影響による被災や地元の調整、用地交渉の難航といったものが主な理由となっています。今後は、部局一丸となり計画的かつ着実な執行、進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

73ページの事故繰越の案件ですが県土マネジメント費、河川費の1件で、金額は4億4,500万円です。これは十津川村折立地区における紀伊半島大水害で発生した地すべり対策の工事ですが、平成26年8月の台風11号により、施工済みであった押さえ盛り土や工事用道路、こういったものが流出しました。そして工事の中断、手戻りを余儀なくされたことにより、平成25年度から平成26年度に繰り越していた予算を、さらに今年度に繰り越しをせざるを得なくなったものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

いします。

次に、74ページの報第2号、平成26年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてです。この案件については、平成27年2月の建設委員会において繰越明許をお願いしていましたが、その後、事業費等の精算により最終的な繰越額が少し減りました。結果として7億6,133万円余となったので、報告をするものです。

次に、85ページから87ページにかけては、奈良県土地開発公社、奈良県道路公社、奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告です。別冊の資料で説明します。奈良県土地開発公社の「平成27年度事業報告書」の1ページ、平成27年度奈良県土地開発公社事業計画ですが、1.事業の実施方針に記載のとおり平成27年度の主な事業としては、第1に県からの受託事業である道路事業、河川事業、都市計画事業などの用地の先行取得の業務を進めます。第2に長期保有となっている五條団地、北野台団地の販売促進に努めます。第3に国から受託している京奈和自動車道大和北道路の大和郡山市のエリアでの用地の買収業務を実施します。

2ページの2.事業の実施計画で、今の内容を少し詳しく書いています。区分の欄に公有地取得事業と記載されていますが、これらが今ご説明したものです。道路事業ですと結崎田原本線、河川事業ですと葛城川、都市計画事業では城廻り線ほかです。このほか、先ほど説明を省きましたけれども、企業立地事業として、京奈和自動車道御所インターチェンジを出たところの御所の産業団地で県が進めようとしている産業団地の用地の取得しています。国土交通省の京奈和自動車道大和北道路の先行取得は、面積が24万平方メートル、金額として82億円余の規模となっています。

3ページ、(2)土地売却等では先行取得した用地を事業主体に売り払う、事業主体が買い戻すといった事業です。記載のとおりの内容となっています。このほか土地造成事業として、長期保有となっている五條団地、北野台団地の分譲、附帯等事業として、橿原ニュータウンの用地を使って貸し駐車場を行う等の事業を行います。これが平成27年度の事業内容です。

奈良県土地開発公社の「平成26年度事業報告書」で、平成26年度の事業の概要について説明します。

4ページの2.事業の実施状況で、平成26年度の土地開発公社の事業の実施状況を整理しています。(1)土地の取得ですが、用地の先行取得を記載の道路、河川、都市

計画事業、国の京奈和自動車道で実施し、面積としては約2万7,000平方メートルです。金額として19億円余の規模の先行取得をしています。土地の売却ですけれども、昨年度は長期保有となった畜産生産基地の用地を売却しまして、少し大きな金額が計上されていますし、また、都市計画事業では、平城京跡歴史公園についても先行取得していた土地を県に売却しています。このほか土地造成事業では北野台団地、附帯等事業では生駒セイセイビルの売却、そのほか附帯等事業として、(3)その他事業に記載のとおり、橿原ニュータウン内の貸し駐車場を行ったということです。

この事業を行った結果の損益計算書が10ページです。今説明した先行取得土地の売却等を行った結果としての損益計算です。1.事業収益は、28億円余ですけれども、これらは土地等を売却して得た収入です。それらの土地の原価が2.事業原価です。27億円余で、28億円余から差し引きますと、平成26年度の事業総利益としては1,200万円余です。そこから一般管理費等1億1,100万円余を差し引きますと、事業損失として9,900万円余です。これに4.事業外収益、得た利息が主ですけれども、利息を足しますと、経常損失としては8,900万円余と、特別損失400万円です。これは五條団地の整地に要した費用です。その結果、平成26年にこの五條団地の一部を売却していますが、こういったものをさらに差し引いて、トータルでは、当期純損失として9,300万円余のマイナスということです。

このマイナスについては、22ページ(資本の部)の準備金明細に記載のとおり、準備金として昨年度の期首の時点で42億円余の準備金を有していましたが、これを使って処理したということです。平成26年度末でのこの準備金の残高が41億8,000万円余となっています。

以上が奈良県土地開発公社の事業の計画及び報告です。

次に、奈良県の道路公社についてご説明します。奈良県道路公社の「平成27年度事業計画書」、1ページ目の平成27年度奈良県道路公社事業計画です。1.事業の実施方針ですけれども、平成27年度の事業計画としては、引き続き円滑かつ安全な交通を確保して利用者のサービスの向上に努めることを基本に、第二阪奈有料道路の管理をしてまいります。供用から18年が経過して、今後、維持管理費等の増加が見込まれることから、計画的な維持管理となるよう努めたいと考えています。

2ページの平成27年度予算及び資金計画ですけれども、収入支出予算の表を使って説明します。

収入は、収入合計として292億円余を見込んでいます。このうち道路の料金収入が83億円余となります。支出ですが、総合計は282億円余です。内訳として、維持改良費が8億円余、それから業務管理費が61億円余とありますが、これは大阪府への料金の支払いです。第二阪奈有料道路については奈良県が一括して徴収し、それを大阪府に配分しているという処理をしていますので、大阪府へ渡す分が51億円余あり、このほか一般管理費、業務外支出、この業務外支出は、借入金の返済となっています。このような平成27年度の計画となっています。

次に、平成26年度の業務報告をします。

道路公社の「平成26年度業務報告書」の1ページ目、平成26年度奈良県道路公社財務諸表及び計算報告書です。1. 事業概要ですが、主要なところだけ説明します。

(1) 利用交通量ですが、平成26年度1年間での総利用台数は、1,239万台です。この台数は前年比98.2%ですけれども、消費税の引き上げによる影響が少しあったようです。

2ページ、(2) 料金収入ですが、平成26年度の料金収入は84億9,700万円余でして、平成25年度に比べると98.6%です。

このような結果ですけれども、11ページでは、借入金がどのようになっているのかを整理した計算書です。平成25年度末での借入金の総合計が、表中の前事業年度末の債務額となり、約36億円ありました。平成26年度末の残額ですが、16億円余ということでして、約20億円の長期借入金を返済している状況です。着実に債務を返済している状況です。

次に、奈良生駒高速鉄道について説明します。奈良生駒高速鉄道株式会社の「平成27年度事業計画書」の1ページ、平成27年度事業計画ですが、奈良生駒高速鉄道株式会社については、けいはんな線の生駒駅から学研奈良登美ヶ丘駅までの鉄道施設を近畿日本鉄道株式会社に貸し付けて、その線路使用収入料を主たる収益としています。

(3) 旅客増加施策の企画、推進に記載のとおり、今年度末の平成28年3月27日が開業10周年というタイミングとなっています。2. 事業目標、平成27年度の目標ですけれども、年間の収支見通しとして、営業利益を3億2,000万円、経常損失を1億円と予定しています。平成28年度には単年度の黒字転換を目指している状況です。

2ページは、説明したものの詳細です。収支見通しですが、鉄道事業営業収益から鉄道事業営業費を差し引くと、鉄道事業営業損益として3億2,100万円になっています。

す。そこから営業外収益を足し、さらに営業外費用、これは支払い利息等ですけれども、4億2,000万円、これを差し引くと、経常損益としてはマイナス9,600万円、そして税金を払いますと、平成27年度の純損益として9,700万円になるということです。この対前年比にありますように、平成27年度の純損失については、昨年度に比べると4,200万円の改善を見込んでいます。

次に、平成26年度の事業報告をします。

奈良生駒高速鉄道株式会社の「平成26年度事業報告」の1ページ、事業報告です。

1. 現況に関する事項ですが、記載のとおり、コストの縮減に努めるとともに低利資金への借りかえを進め、支払い利息の低減を図ってきました。その結果、平成26年度の営業利益は2億9,300万円余でして、平成26年度の純損失は1億4,000万円余という状況になっています。

2ページの(3)資金調達の状況にありますよう、平成26年度末での借入金の残高が245億3,400万円です。平成25年度に比べて10億4,600万円の長期借入金が増えています。利用交通、利用者もふえている状況です。業務はほぼ順調に進んでいます。先ほど説明しましたが、平成28年度の黒字化を目指して進んでいます。

県土マネジメント部所管の6月定例議会提出議案の説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○金剛まちづくり推進局長 予算案等の説明をいたします。

「平成27年度6月補正予算案の概要」の3ページ、奈良公園移動円滑化支援事業では、JR奈良駅から三条通りを経由し、奈良公園及びならまちを周遊するバスを新たに運行します。平城宮跡の利活用推進事業では、平城宮跡歴史公園の整備を促進するため、新たに朱雀大路の東側における整備計画の策定やエントランス駐車場などの撤去工事を実施します。また、平成28年度の債務負担行為として、朱雀大路西側地区において交通ターミナル施設等の建築工事を実施します。

4ページの飛鳥・藤原地域魅力向上事業では、飛鳥京跡苑池保存整備に係る公園工事などとして、新たに休憩施設内の展示物の作成や飛鳥川の渡河施設の設置に向けた調査、基本設計、それと苑池の南池の周辺整備に向けた実施設計を行います。

5ページの5医療の充実、新奈良県総合医療センター関連道路整備事業と新奈良県総合医療センター周辺道路改良事業ですが、それぞれ石木城線、城廻り線の道路整備を行

うものです。

12ページの街路事業では、選択と集中により、JR前の奈良橿原線や王寺町の元町島田線などの整備を行います。

次に、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業では、西九条佐保線やJR関西本線の高架化などの整備を行います。また、あわせて記載の債務負担行為をお願いするものです。

平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業では、近鉄線の移設等について必要となる調査検討を行います。

公園等活用検討事業では、県立公園などをより県民に親しんでもらえる場とするための検討として、大洲池公園で新たに記載の調査やイベントを行います。

都市公園整備事業では、馬見丘陵公園を初めとして記載の事業を行います。

14ページの17その他、新規事業の奈良・町家の芸術祭 はならあとバス推進事業は、寄付型クラウドファンディング活用事業で実施するもので、「奈良・町家の芸術祭 はならあと2015」、ことしの秋に行いますが、その期間中にメイン会場を結ぶ運行バスを仕立ててイベントをPRするものです。

次に、15ページの債務負担行為補正の追加ですが、まちづくり推進局所管としては、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備にかかる契約と平城宮跡の利活用推進事業にかかる契約で、記載の期間、そして限度額で債務負担行為をお願いしたいと思います。

以上で補正予算案の説明を終わります。

続いて、「平成27年度補正予算案その他」の53ページ、議第66号、市町村負担金の徴収についてです。

まちづくり推進局所管分は、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業及び奈良公園施設魅力向上事業の2つです。これは、地方財政法第27条の規定により、今年度に施行する事業により利益を受ける記載の市町村にその費用の一部を負担していただくものです。

57ページの議第69号、都市計画道路整備事業にかかる請負契約の変更についてです。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、工事期間の変更について議決を求めるものです。請負契約名は、防災・安全交付金(街路改良外)です。請負者は、大成・檜尾特定建設工事共同企業体です。

この工事ですけれども、現在、建設中の新奈良県総合医療センターのアクセス道路で

ある石木城線のトンネル工事です。ことし冬場に雨が多く、降雨の影響により一旦掘削したのり面で崩壊が発生しました。その崩れた土砂の除去や工事再開に当たってのり面の安全性の確認等に不測の日数を要したことから、工期末を平成27年7月10日から平成27年12月28日に変更をお願いするものです。

59ページの報第1号、平成26年度一般会計予算繰越計算書の報告についてです。まちづくり推進局所管分については、70ページから71ページにかけて記載しています。平成26年9月、12月、また、平成27年2月の当委員会において繰越明許費をお願いしたところですが、その後の精算により、平成27年度への繰越額は、合計は書いていませんけれども、総額として23億7,650万円余となりました。現場条件の変化などに伴う工法変更や地元の調整、用地交渉の難航などが主な理由です。今後の執行については、部局一丸となり計画的、着実な執行により、しっかりと進捗管理に取り組みたいと思います。ご理解を賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

114ページの報第19号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件についてです。

詳しくは121ページをごらんください。ここにリストを記載しています。家賃滞納の月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上の方のうち、特に悪質と認められる9件、それと迷惑行為の停止命令に従わない者1件について、住宅の明け渡し等の請求申し立てをいたしましたので、報告するものです。

迷惑行為については、10匹以上もの猫を飼育しながら、入居者自身は本件住宅で生活しておらず、周辺住民に対して多大な迷惑を与えていることについて再三改善指導を行いましたが、改善されないということで、今回明け渡しの請求申し立てをするものです。

まちづくり推進局の6月定例県議会提出議案の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩田委員長 それでは、ただいまの説明について質疑があれば、発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

○太田委員 先ほどご説明をいただきました議第55号の一般会計補正予算についてですが、平城宮跡の保存と管理ということで、今回、平城宮跡の利活用推進事業が上げら

れています。これは、国によって平城宮跡の展示館、県によって歴史体験学習館が整備されるということですが、現在複数の建物があり、重複を避けてテーマを明白にすることが必要だと考えています。さきの一般質問でもこの点については質問しましたので、ここは意見として述べさせていただき、議第55号の一般会計補正予算について、この部分は反対であることを言っておきたいと思えます。以上です。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

○池田委員 今も出ていましたが、平城宮跡歴史公園の整備についてお尋ねします。

先ほど説明があった議第55号、平成27年度奈良県一般会計補正予算として提案されている平城宮跡の利活用推進事業について質問します。

この平城宮跡歴史公園の現時点での整備状況、それと国や県が行う今後の整備内容について、改めてご説明いただきたいと思えます。

○米田平城宮跡事業推進室長 平城宮跡歴史公園の現在の整備状況についてということ です。

平城宮跡歴史公園については、平成20年度に国土交通省が策定した国営飛鳥・平城宮跡歴史公園、平城宮跡区域基本計画に基づいて整備を進めています。国土交通省においては、昨年度、第一次朝堂院や第一次大極殿、建造物、基壇等の整備を完了しました。今年度については、5月に第一次大極殿復元事業の取り組みを紹介する情報館を開館するとともに、第一次大極殿復元事業、南門や東西廊に必要な木材の保管庫や加工場の建築工事に着手すると聞いています。また、朱雀大路東側においても、平城宮跡展示館の敷地造成を実施されています。県においては、平城宮跡西側の県が取得した積水化学工業跡地ですが、整備を進めており、昨年度、事業地にあった工場等を撤去しました。今月からは、埋蔵文化財調査を行い、敷地造成に着手します。引き続き、県の観光の玄関口となる交通ターミナルの施設工事、団体集合施設等の建設工事や復原遣唐使船の移設を行い、平成29年度の完成を目指して取り組んでいくということです。以上です。

○池田委員 皆さんご存じのとおり、この平城宮跡は、国によって調査研究がこれまで行われ、先ほどもご答弁あったように、平成20年に文化庁並びに国土交通省によってそれぞれ計画が策定をされ、その後、国と県が役割分担を行いながら歴史公園の整備に着手し、今日に至っているということです。今後、平城宮跡の保存整備がますます進んでくると期待していますし、またあわせて、先ほども少し触れられましたが、観光の玄

関口とおっしゃいましたけれども、大変重要な場所であるということはもう言うまでもありません。ぜひ計画的かつ着実に事業整備を進めていただきますようお願いしたいと思っています。

またあわせて、今後の整備により、平城宮跡歴史公園に対して観光客の増加が当然のことながら期待されるわけです。一方で、周辺の交通渋滞も地域から見れば心配の種として、先ほどご説明があった朱雀大路の西側地区に整備が進んでいくのですけれども、ここに整備される予定の交通ターミナルについて、駐車場の整備、配置状況、それから台数もしわかればお聞かせいただきたいと思っていますし、また、観光シーズンあるいはイベント開催時には交通渋滞、周辺が混み合います。その時期における交通誘導のあり方、考え方についてもご説明をいただきたいと思います。

○米田平城宮跡事業推進室長 質問のあった平城宮跡の朱雀門西側についての交通ターミナルについてです。朱雀門西側に今度つくる交通ターミナルの駐車場については、来場者の動線を配慮して、朱雀門の近いところに設置することとしています。台数については、観光バス約20台分と自家用車約50台分を設置することとしています。なお、観光シーズンや平城京天平祭等の混雑時についてのご質問ですけれども、その際には、ぐるっとバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、市内周辺などの駐車場を活用したパーク・アンド・ライドにも取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○池田委員 現在の駐車場の台数から比べると、先ほどおっしゃった観光バス用に20台分、一般向けに50台分ということは、台数としては若干縮小されることになろうかと思いますが、ご説明があったように、ぐるっとバスの積極的な活用あるいはパーク・アンド・バスライドで誘導していただけたらと思います。いずれにしても、先ほど申したように、地域から見れば、観光客でにぎわうことは大変よいことなのですが、生活に影響を及ぼす交通渋滞等はぜひ最小限におさめていただきたいというのが地域の願いですので、十分留意して取り組んでいただくようお願いします。以上です。

○川口（正）委員 それほど景気がよいとは思わないのだけれど、奈良県土地開発公社「平成26年度事業計画書」の6ページ、職員が平成26年度に5名ふえていると。事業量が拡大したのだろうと思うけれども、その辺の事情を一度聞かせてくれませんか。

それから、今、国会では、派遣労働者にかかわっての法律論議をされているし、先般も私どもから、県庁の、つまり公務員の正規、不正規の問題提起をしたと思うのだけれど

ども、この土地開発公社の職員は皆、正規職員ということになっているのか、その辺はどうですか、実情を教えてください。

それから、奈良生駒高速鉄道の「平成26年度事業報告書」の1ページ、意味がわからないのだけれど、中段に、当社では、平成18年3月27日に「けいはんな線」として開業いたしました生駒起点1, 200キロメートル～学研奈良登美ヶ丘駅間の当社所有の鉄道施設云々と書いている。この1, 200キロメートルというのは、どこからどこまで、これはかなり長い。この意味がわからない。表現があるのだろうと思うけれど、これを教えてください。

○青山用地対策課長 土地開発公社ですが、まず1点、職員について、常勤か、非常勤かという質問をいただいております。土地開発公社の職員……。

○川口（正）委員 違う、私は常勤か、非常勤かとは聞いていない。5名ふえた理由はどういうことかということ。それからもう一つは、正規か、非正規かということを知っているのだから、常勤とは言っていない。

○青山用地対策課長 土地開発公社の職員について5名ふえていることですが、それについては、大和北道路の職員について職員数がふえているということです。5名の内訳については、今手元に資料がありませんので、後ほど説明させていただきたいと思えます。

○岩田委員長 用地対策課長、今の川口委員の質問について、5名の職員の件と雇用の件を説明願います。

○青山用地対策課長 調べまして報告させていただきます。

○岩田委員長 その2点、調べていただいたら後で。

それで1, 200キロメートルの話は。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 奈良生駒高速鉄道の事業報告書の生駒起点からの話ですけども、これ1, 200キロメートルでなくて1. 200キロメートルの表現でありまして……。

○川口（正）委員 1. 2キロメートルとはどういうこと。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 これは生駒から学研奈良登美ヶ丘駅間のレールになりまして……。

○川口（正）委員 1. 2キロメートルとは1, 200メートルのことですか。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 そうということです。

○川口（正）委員 もう少しわかりやすく親切に書いてください。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 今後気をつけます。

○岩田委員長 今後とは、これははっきり言って誰が見ても1. 2とは言わない。この「00」がなかったらそう思うけれど。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 おっしゃるとおりです。この書いた理由も詳細を確認した上、今後読みやすいように。

○川口（正）委員 この報告は誰と誰とが点検したのか。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 こちらになります。以後気をつけたいと思います。

○岩田委員長 以後、気をつけてください。

○村上県土マネジメント部次長地域交通課長事務取扱 はい、わかりました。

○岩田委員長 それで、用地対策課長は、後で報告をしてください。

○清水副委員長 （仮称）京奈和自転車道の件についてお伺いします。

県内75キロメートルについて整備される予定です。延長が約75キロメートル、本年度については3,100万円の予算が計上されており、先ほどの説明のとおり、委託費用及び一部の工事費が計上されているということですが、まず、2020年に全面開通を目指すという計画であり、全体の路線が開通したときのこの需要の予測と総事業費が一体幾らかかるのか、また、この開通によって観光消費をどの程度見込めるのか、以上3点についてお伺いします。

○木村道路環境課長 （仮称）京奈和自転車道について3点ご質問をいただきました。全体事業費と需要予測はどのぐらいかということ、また、観光振興等についてランニングコストということです。

（仮称）京奈和自転車道ですが、京都府、和歌山県との連携も視野に入れた県内約75キロメートル、京都府の嵐山から和歌山港までの総延長では約180キロメートルの自転車ネットワーク構想です。特定のどこからどこまでで何キロメートルといった、個別の自転車専用道路の整備事業ではありません。したがって、現時点でお答えできる全体事業費はありませんが、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を当面の目標として、今議会でご審議いただいています補正予算において、それに向けた事業内容、事業規模について検討したいと考えています。

2つ目ですけれども、（仮称）京奈和自転車道は、観光振興施策の一つとして位置づ

けられているもので、県内は無論、県外、国外からもできるだけ多くの自転車愛好家の方々に来ていただきたいと考えています。こうした誘発コースについては、今ある自転車交通を転換させる、自動車交通でいうと、現道が混んでいるのでバイパスをつくったら何台転換するかといった予測ができますが、自転車道については、どれだけ投資するとどれだけ外から来ていただけるかといった、汎用的で定まった予測モデルはないと考えています。したがって、(仮称)京奈和自転車で1年に何人という需要予測は行っていません。

(仮称)京奈和自動車道の供用形態ですが、自転車、歩行者の専用道の区間や既存の道路の自転車・歩行者道や車道の路肩を利用した区間など、さまざまです。県内の構想、約75キロメートルですが、トータルで年間どのぐらいの維持管理費が必要になるかについても現在算出できていませんが、参考までに、現在、専用道の区間として奈良県の実績は、これまでに整備した大規模自転車道が約73キロメートルあり、舗装補修や除草に係る1年当たりの費用としては、1キロメートル当たり約140万円ということになっています。以上です。

○清水副委員長 大体の概要はわかりました。現在では、非常に詳細については難しいということだと思います。

今、サイクリングについては、自転車に転換をする、健康増進を図るということで取り組まれている方も非常に多くなってきている、そのことは本当に喜ばしいことだと思います。ただ、本年6月1日、道路交通法の改正もありました。自転車を利用することによって交通事故のことも検討した上で整備を進めていただきたいと思います。全体の中で、先ほどの答弁のとおり、道路が一本でつながっているわけではありませんので、河川用の管理堤防や通常の一般道路、それらを連続するということですので、安全対策にはぜひとも注意を払って計画を立てていただきたいと思います。以上です。

○乾委員 私も4年間、総務警察委員として頑張らせていただき、今回から建設委員という大きな委員会に入らせていただいて、またこれから勉強させていただきたい。その中で、今いろいろ説明いただきましたけれども、国道168号の王寺道路、香芝王寺道路の進捗状況を教えていただきたい。

○森本道路政策官 国道168号の王寺道路、香芝王寺道路についての進捗状況についての質問がありました。国道168号の王寺町、国道25号の交差点から南に向いて王寺道路として1.5キロメートル、さらにそこから3.2キロメートルを香芝王寺道路

という名前で4車線化の事業を進めています。

進捗状況についてですが、まず、北側の王寺道路については、王寺町本町1丁目から王寺町畠田を結んでいる区間です。全線1.5キロメートルのうち0.9キロメートルについては平成25年度までに供用を行っています。残りの0.6キロメートルについては、現在用地買収を進めており、用地買収率は94%まで進んでいます。あと残る部分についても粘り強く用地交渉を行って、早期供用に向けて努めてまいりたいと思います。なお、残った0.6キロメートルのうち360メートルについては、今年度に供用するということで、今年1月に供用宣言をしていますので、間に合わすように頑張ってお仕事をしたいと思います。

それから、そこに引き続いて、香芝王寺道路は王寺町畠田4丁目から香芝市北今市間の3.2キロメートルの4車化するものです。3.2キロメートルと、非常に長いので、工区を分けて事業を進めています。

まず、北からいくと、北は3工区と呼んでおり、そこについては、現在、事業説明会を開催して設計協議を地元としています。了解が得られたところから逐一用地買収を進めたいと思います。それからその南、これは2工区と呼んでいます。これは西名阪自動車道香芝インターチェンジ付近の0.7キロメートル区間です。この区間については、平成27年5月末現在で用地買収率が96%と進んでいます。これについては、早期に供用できるよう残りの用地取得を進めていきたいと考えております。それからさらにその南、これは1工区と呼んでいます。香芝市北今市までの0.9キロメートルの区間です。この区間については、平成27年5月末現在で35%の用地を取得しているところです。全線で申しますと、香芝王寺道路については用地買収率が29%という状況です。引き続き、市街地の中の道路ですので、用地取得が非常に重要と思いますので用地の取得に向けて頑張り、早期完成したいと思います。以上です。

○乾委員 引き続き、頑張ってお取組んでいただきたいと思います。

その中で、道路に関してはそうですが、店舗がいろいろ建っています。その中の店舗の買収に当たって、私は地元ということでいろいろとお話もいただく中で、一個人のお店にわけのわからないといいますか、不動産業者めいた人が行って、店舗の買収に当たっては少し力になって中に入って話をつけてあげると、そういうぐあいに入ってくるような業者がおられると聞いています。それがほかでもあちらこちらで聞くわけですが、事実かどうかはわかりませんが、これから買収に当たる中で、その辺を注意していただい

て頑張っていたきたいと思います。

それと、今、国道168号の中で信号機をつけてくれというのは、この建設委員会と警察といろいろ取り組みの中で話をさせていただかなくてはならないのですけれども、よくなる道路として事業をしていただいているにもかかわらず、地元は、こんなところに中央分離帯ができて、今までみたいにすぐに向こうに渡れないと、ぐるっと回るのは大変だと、時間がかかるから信号機でもつけてくださいなど、いろいろな要望も出ているのです。地元の説明会に行く中で、そういうことをもう一度、真剣になって地元の人たちの立場となって考えてこれからも取り組んでいってほしいと要望としておきます。終わります。

○岩田委員長 ほかにございませんか。

ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いいたします。

○太田委員 先ほど述べましたが、平城官跡の部分については反対であると表明しておきます。以上です。

○岩田委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第55号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第55号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第55号中、当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第66号中、当委員会所管分、議案第68号及び議第69号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議はないと認めます。

議第66号中、当委員会所管分、議第68号及び議第69号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第2号、報第13号から報第15号及び報第19号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な説明を受けたこととさせていただきますので、ご了承お願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、公共交通基本計画と地域公共交通網形成計画ほか3件、まちづくり推進局長から、県と市町村とのまちづくりに関する連携協定ほか1件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に報告願います。

○加藤県土マネジメント部長 資料「報告1 公共交通基本計画と地域公共交通網形成計画」について説明します。

この2つの計画については、今年度の当初予算において、その策定に要する経費についてお認めいただいたところですが、この2つの計画を今年度中に策定してまいりたいと考えています。

公共交通基本計画については、平成25年7月に議員皆様方の提案により定められた奈良県公共交通条例に基づいて知事が策定をするものです。また、地域公共交通網形成計画は、平成26年の5月に改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、都道府県あるいは市町村が定めるという計画です。これら2つの計画については、公共交通基本計画のほうが中期的な視点から幅広く、地域公共交通網形成計画はエリアや具体的な期間を定めて内容も少し詳細にというように、その性格や内容については若干の違いはありますが、通勤あるいは通学、日常の買い物、育児、通院、観光など、少子高齢化、人口減少社会におけるさまざまなニーズについて潜在的なものも含めて広く捉えて、まちづくりと一体となった多様な公共交通のあり方について検討してまいりたいと考えています。

作成体制については、公共交通基本計画は、平成26年2月議会でお認めいただきました学識者による策定委員会、地域公共交通網形成計画は、法律に基づく協議会、地域

交通改善協議会ということで、策定主体も検討体制も少し変わりますけれども、この2つの計画については非常に密接不可分な計画ですので、一体的に検討を進めてまいりたいと考えています。

2ページ目にスケジュール表をつけております。今後、建設委員会あるいは政策検討会議、機会を捉えてご報告し、今申し上げました策定委員会あるいは協議会、これを今後3回程度開催してまいりたいと考えています。適宜、当委員会にもご報告しながら内容の検討を進めさせていただき、2月議会に上程できればと考えています。よろしくお願いいたします。

次に、資料「報告2 土砂災害特別警戒区域の周知と指定の加速化」についてです。

土砂災害の関係です。多くのとうとい命が失われた昨年8月の広島市の土砂災害を教訓として、危ないところに住んでおられる方々には、自分たちが住んでいるところは危ないところなんだということをしっかりと認識していただく、そして大雨が降ったような場合には機を逸することなく命を守るための行動、避難行動をとっていただく、そうした必要性が再認識されたわけです。一瞬の判断のおくれが生死を分ける、1階にいるのではなくて、家の2階に避難するというのも非常に有効であったということです。このような教訓を得て、土砂災害防止法や土砂災害防止対策基本方針がことしの1月に改正されました。おおむね5年程度で基礎調査を完了させるということ、あるいは基礎調査が済めば、その結果を公表するということが新たに定められました。

こうした国の動きを受けての奈良県の取り組みですが、昨年度に土砂災害警戒区域、いわゆるイエロー区域と呼んでいるところですが、その指定促進に向けて積極的に取り組みました。ことしの5月ですが、このイエロー区域の対象となる1万969カ所、これを全て指定を終えることができました。イエロー区域の指定、奈良県においては全て完了したということです。

今年度は、このイエロー区域の指定に続き、イエロー区域の中でも特に危険度が高い、そして特定の開発行為について許可しなければならない、あるいは建築確認しなければならないといった土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域と呼んでいますけれども、そうしたレッド区域の指定を加速してまいりたいと考えています。平成26年度までに基礎調査を終えているものの、まだ指定に至っていない2,100カ所があります。このうち1,770カ所については、先月26日までに結果を公表しましたので、これらの箇所については、今年度に土砂災害特別警戒区域の指定を行ってまいりたいと考えて

います。

また、今後、基礎調査を実施しなければならない未調査の箇所が約8,800箇所あります。これらについては、平成28年度から平成30年度にかけて、この4年間で基礎調査を終えると。そして平成28年度から平成31年度の4年間でしっかりと指定をしまいたいと考えています。今後このような形で取り組んでしまいたいと考えています。もちろん土砂災害から命を守るためには、砂防堰堤等のハード対策も当然必要となってまいります。こうしたハード整備、ソフト整備を一体的に進めてしまいたいと考えています。

次に、資料「報告3 平成26年度予算「公共事業の主な事業箇所」の事業費の変更について」です。昨年の2月になりますが、当委員会において平成25年度2月補正予算、平成26年度の当初予算に係る主な事業箇所135カ所について事業内容資料を提出しておりますけれども、今回、ことしの3月末時点で事業費が3割以上増減したものの41件について、変更前後の事業費と、その変更理由を報告するものです。

1ページから2ページにかけてが事業費がふえたものです。事業費が3割以上ふえたものです。15件ありますが、主な理由ですけれども、早期完成に向けた工事の促進あるいは関連する事業との工程調整、地権者の協力が見込みよりも早く得られたことによる用地補償あるいは工事の促進、前倒しといったものです。また、昨年8月の台風11号の影響によって、少し工事の内容がふえたといったものもあります。こうした15件が事業費がふえたものです。

3ページから5ページにかけて、用地の取得や地元との調整、地元協議、こういったものの難航により事業費を3割以上減額したものです。全部で23件あります。主な理由としては、用地交渉や地元協議の難航によって予定していた用地あるいは工事、こういったものを減額したものですけれども、現場条件の相違あるいは昨年8月の台風11号の影響により工事内容の見直しが必要となり、その検討に時間を要したため、事業の内容、規模を縮小したものもあります。

6ページは、国庫補助事業について交付金等、国の認証額が予定よりも少なかったということによって事業費を減額したものです。これについては3件あります。

次に、資料「報告4 土木工事にかかる請負契約の変更について」です。当初請負代金の3割を超えて変更した工事について報告するものです。

1件です。櫃原市における飛鳥川の災害復旧工事です。出水により侵食された護岸の

復旧を行うものです。工期は、昨年の10月7日からことしの5月29日でした。当初の請負代金は約990万円であったわけですが、約480万円ふえて最終的には1,470万円ほどになったものです。約49%の増ということです。

変更の理由ですが、ブロック積みの護岸を新たに施工する工事において、既設の護岸部分を掘削をしていたのですが、その下の部分でもろい土質があらわれて既設の護岸の上まで崩壊が及んでしまったということです。このため鋼矢板による仮設工事あるいはブロック張りの護岸面積を増嵩する必要があったということで工事費が増加したというものです。以上です。

○金剛まちづくり推進局長 続いて、報告5と報告6について、まちづくり推進局から説明いたします。

資料「報告5 県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について」です。まちづくり連携協定は、まちづくりに前向きでアイデアとか熱意のある市町村と段階的に連携協定を締結して一緒になってまちづくりを推進するというので、県と市町村の方針が合致するという市町村のプロジェクトに対して補助させていただこうというものです。

4. 県の支援概要です。まず、包括協定・基本協定段階においては、まちづくりの基本構想、基本計画、立地適正化計画等、各計画策定に必要な経費について、市町村の負担額の2分の1を補助してまいります。

それから、個別協定段階において、個々の事業ごとの取り組みになりますが、①ハード事業、②ソフト事業、③県有資産の貸付・譲渡の支援という3つを考えております。①ハード事業への県費補助では、まちづくりの中心になる拠点施設の整備やその周辺の公共インフラの整備に係る事業に要する経費について、原則、市町村の公債費のうち地方交付税算入額を差し引いた額の4分の1を補助します。また、個別具体の事業の取り扱いは、協議により知事が決定しますが、その中に例として、対象施設を記載しております。

次に、②ソフト事業への県費補助です。原則として、既存のいろいろな県の補助制度がありますので、それをまず使っていただくということがあるのですが、それ以外で、また個別具体の事業の取り扱いについても協議をさせていただき、市町村負担額の2分の1を補助していこうというものです。

③県有資産の貸付・譲渡ですが、貸し付け、譲渡における現行の減額基準があります。大体20%から30%というところですが、それをさらに、この連携協定にかか

わるものについてはさらに20%減額しようとするものです。

次に、資料「報告6 ～県営プール跡地活用プロジェクト～ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業【コンベンション施設等整備運営事業】の検討事業について」の報告をいたします。

この資料の地図をごらんください。ホテル事業、県事業用地、NHK事業用地とあります。これは大宮通りを挟んで奈良市役所のちょうど真南の土地です。この敷地は、北が奈良市役所を挟んで国道369号である大宮道路に接しています。南側は県道奈良生駒線である三条通り、三条道路です。そこに面した土地です。本日の報告の内容は、この県事業用地のオレンジ色の部分の整備をこれからどうしていこうかということです。

県事業用地について、県が整備する施設として、コンベンション施設、屋内多目的広場、屋外多目的広場、バスターミナル、料飲・物販施設といったものを整備していくことを考えております。本事業の目的・コンセプトということで、奈良の観光については、これまで県議会の本会議を初め、いろいろなところで観光の問題点を上げていただいております。それで、目的ですけれども、奈良の観光を滞在型へ転換するために、国際ブランドホテルとコンベンション施設を中心に奈良らしい官民連携で施設をつくっていくことです。先ほどご紹介したそういう施設を一体的に整備・運営を行っていく事業者の公募をこれからしていきたいと考えております。

このプロジェクトの全体のコンセプトですけれども、資料に3点上げております。何といいましても、滞在型の観光拠点として奈良の魅力を上げていきたいということが1つ。そして、ここで新たなにぎわいをつくっていききたいと、それをここだけではなくて県全体に広がっていくという方向にしたいということ。そして3つ目として、地元地域と一緒に交流していただいて、にぎわい交流の拠点としたいというのが全体のコンセプトです。デザインのコンセプトとしては、やはり観光の方が奈良に滞在しているなどいうことを体感できるように、天平時代に焦点を当てて進めたいと考えています。

その事業手法と整備内容ですが、まず事業手法ですけれども、民間事業者の資金や技術力、経営能力をできるだけ活用するPFIの方式を採用したいと思っております。そのPFIの中でも国庫補助の活用が一番適したということで、BTO方式を採用したいと考えています。

それから、2)必須施設ですけれども、このプロジェクトで県が整備する施設は、先ほどご説明したとおりです。それだけではなく、3)その他民間事業者による提案施設【任

意】ですけれども、やはり民間の方にこの事業が魅力のあるものといいただくために、民間事業者の責任と費用において自分たちがやりたい提案施設というものをこの事業の目的に合うものであれば認めていきたいと考えています。

4) 事業期間ですけれども、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの時期までにまち開きをしたいので、建設に45カ月間、それからその後の運営として15年間を設定していくことを考えております。

今後の予定ですが、まず、事業内容や事業手法をもっと詳細にきちんと示した実施方針、それと県が求める施設の整備・運営水準、これを示した要求水準書(案)をつくり、これを一旦公表して、民間事業者のいろいろな意見をいただきたいと思っています。その後、いただいた意見を参考にして、もう一度、事業内容を見直したり、チューニングをしていきたいと思っています。その事業内容が固まり次第、また県議会において債務負担行為の予算承認をいただく手続を進めてさせていただけたらと思っています。目標は、先ほど申した東京オリンピック・パラリンピックです。

4. 事業効果ですが、4点記載していますけれども、これまでの奈良県が抱えている観光の課題を解決、解消するための起爆剤ということで、事業効果を期待しております。

以上です。

○岩田委員長 それでは、ただいまの報告またはその他の事項も含めて質疑があれば、ご発言願います。

○太田委員 1点だけ質問いたします。

空き家の問題なのですが、平成25年に総務省が行った住宅・土地統計調査によると、奈良県でも8万4,500戸、全国と同水準の13.7%、およそ7軒に1軒が空き家という状況になっており、昨年11月に国において空家対策の推進に関する特別措置法が制定され、ことし2月に法律に基づき具体的な、この基本的な指針というのが定められたと。この法の制定を受けた今後の県の取り組みということで、これも2月議会の中でこれらの法や指針を取りまとめて、それに基づいて市町村への情報提供や技術的な助言、市町村の相互の連携調整などを行っていくというお話がありましたが、現在、この空き家対策についてどのような状態になっているのかについてお尋ねします。

○大島住宅課長 昨年12月に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法が5月26日に全面施行されました。同法に基づくさまざまな対応については、地域の実情に精通した市町村が担うこととなりますが、県の役割として、市町村への情報提供、技術的

な助言などが規定をされているところです。

全面施行に伴い、国による特定空家等に関するガイドラインが5月26日に公表されています。県としては、それを踏まえて法の趣旨、考え方、それからガイドラインについて市町村の担当者にご理解をいただくため、6月5日に市町村の担当者に対して説明会を開催しました。また、7月30日には、国土交通省の担当官を招いて、より踏み込んだ説明会を開催します。さらに、法律の具体的な運用が円滑に進むように説明会あるいは市町村との意見交換の中で実態や課題を整理し、今後指針を取りまとめ、適切な空き家の対策の推進に努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

○太田委員 この空家等対策の推進に関する特別措置法の中には、倒壊などのおそれのある空き家を特定空家等と定義して市町村が立入調査や行政代執行により撤去できると、第2に、空き家の活用に努めるということになっているかと思うのですが、それぞれの市町村の中で、例えばもう本当に老朽化が進んで地震があつたらいつ倒れてもおかしくないという家屋などもあるかと思えます。実際この法律に基づいてその対象になっている家屋が現時点であれば教えていただきたいのですが、その点はいかがでしょう。

○大島住宅課長 ご指摘された特定空家等ですけれども、実は市町村から日常的に県にご相談はいただいております。ただし、特定空家等に指定するということは、最終的に除却まで持っていくということも含めて、どういった住宅について特定空家等にするのかという判断の基準をきっちり定める必要があります。ですので、今後、市町村とも連携しながら実態調査などを行うこと、それから判断の基準について、市町村間の意見交換に基づいてきっちり定めることが必要になりますので、既に特定空家等になっているものは今のところないと認識しているところです。

○太田委員 おっしゃられたように、この特定空家等の指定は、所有者との関係がありますので、その点では厳格にしていかなければならないという点と、先ほど申し上げたように、もう既に倒れかかっている家が存在していて、それが地域の住民に心配を与えていると。私の住む地域にも、火災があつてそのまま放置されていて、最近になりようやく更地になったのですけれども、それも近隣の住民にとっては大変不安が広がっていたということですので、両面それぞれ慎重な定義づけが必要になるかと思えますけれども、とにかくこの法律ができたことによって空き家対策が進むということで、市町村が実際、具体的には入っていくかと思うのですけれども、それをより円滑に進めていく

ためにも県の取り組みをなお一層強めていただきたいということを求めておきます。以上です。

○池田委員 先ほど報告のあった県営プール跡地活用プロジェクトについてですけれども、奈良市役所のすぐ目の前、南側ということで、奈良市との連携というものも、県事業ではありますけれども、一定必要なかと思っておりますが、奈良市への説明というのは今どのようになっていますか。

○本村地域デザイン推進課長 委員から、ただいま県営プール跡地についてのご質問ありました。奈良市との意思疎通の件かと思っております。

本事業を進めるに当たって、例えば都市計画の話であるなど、もろもろの点について奈良市とのかかわりは不可欠なものだと考えていますので、計画段階から奈良市に対してご説明申し上げております。それから、先ほど説明にもあったような敷地内での配置の決め方や今後の公募の進め方について、ことしの前半ですけれども、ホテル事業者、ここに移転してくることでお話ししているNHK、奈良市と県で話し合いの場を持たせていただき、一緒に議論しながら進めてきているところです。奈良市との意思疎通ということについては、しっかり図っていると考えております。以上です。

○池田委員 県が行っていく事業について、当該の市町村ときちんと意思疎通を図ることは大変重要かと思えます。このあたりについてはきっちりやっていると受けとめました。

もう1点、先ほどご説明をいただいた県と市町村とのまちづくりに関する連携協定について質問いたします。

この連携協定の基本的な進め方としては、先ほどご説明もあったところですし、資料にも出ていますが、まず包括協定を締結して、その後、地区単位の基本協定、そして事業単位の個別協定へとプロジェクトの進捗に合わせて段階的に進めながら、市町村のまちづくりを支援するということです。現在のところ、順不同ですが、奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、橿原市と、それぞれまちづくりの包括協定を締結されており、早速、次の段階の基本協定に進む前段階であるまちづくり基本構想の策定に向けて、今、鋭意着手されていると聞き及んでおります。県としては、市町村と協働でまちづくりを行っていくという観点から、まちづくり基本構想を初めまちづくり基本計画、さらには、立地適正化計画の策定に必要な経費の2分の1を県が負担をするとされています。県においては、当初予算で所要の予算措置がなされていますけれども、予算額と

各市の対象地区についてご説明をいただきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 委員から、まちづくり連携協定についての予算と各地区の関係ということでご質問をいただきました。

連携協定の推進のための事業については、包括協定、基本協定を締結した市町村を対象として、まちづくり基本構想等の策定業務に要する市町村負担額の2分の1を県が補助するというものでして、今年度予算は当初で6,640万5,000円をお認めいただいているところです。包括協定を締結した6市ですが、このうち、あくまで積算上の話ですけれども、奈良市においては2地区、それから大和郡山市については1地区、天理市については3地区、桜井市については5地区、五條市については2地区の基本構想策定をイメージして、地区によって異なりますが、1地区当たり大体300万円から400万円程度の支援を想定したというものです。

なお、橿原市ですけれども、締結日が3月20日ということもありますので積算には入れていませんが、今後、これ以外も締結が見込まれる市町村等も含めて支援が可能となるよう柔軟に対応することを考えております。以上です。

○池田委員 先ほど申したように、また、地域デザイン推進課長からご答弁があったように、まちづくり構想等の策定経費については、県と市がそれぞれ2分の1ずつ負担をするということになっております。橿原市は3月20日に締結をしたばかりということで、県の当初予算にも計上されていない、まだ予算化されていないということですが、残る5市について各市の予算化の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 委員から、各市の予算の措置状況ということでご質問をいただきました。

大和郡山市、天理市、桜井市、五條市においては、市の予算を確保いただいているところですが、奈良市などの一部の地区においては、現在のところ予算確保に至っていないところです。なお、こうした地区においては、現時点ではまだ準備段階であると認識していますけれども、本格的な構想策定等の段階へ進めるように市に働きかけを行ってきたいと考えています。以上です。

○池田委員 奈良市は、残念なことにまだ予算化されていないということです。唯一、奈良市が予算化されていないということです。なぜ予算化されていないのかと残念に思いますけれども、せっかく県と市が連携協力してまちづくりを進めていこうという話なのにもかかわらず、こんなちぐはぐなことが県と奈良市の間には起こっていると。十分な

協議、意思疎通がしっかりと図れているのかと、あるいは奈良市がやる気がないのか、どうなのかと、こんな感じです。これは奈良市の問題ですから、この場で県に対して文句を言うつもりはもちろんないのですけれども、一体どうなっているのか、本当に残念でならないのです。

先ほど、まちづくり推進局長から、まちづくりに関する連携協定については、まちづくりに前向きでアイデア、熱意のある市町村と結ぶという説明がありました。ところが、奈良市のことをここで言う場所ではないですけれども、ご存じのように、公共施設、公共インフラなど、真に住民に必要な事業であっても今の奈良市では何も進んでいない、何もできていないという状況です。この件については、私から奈良市に確認をしていきたいと思っていますけれども、先ほど申したように、繰り返しになりますが、県と当該市町村で連携してまちづくりを進めていこうということで協定を結んだのですから、これから事業を進めるに当たっては、今後さらに十分な協議の上、意思疎通を図っていただき、連携、協力しながら事業を進めていただきたいと思います。先ほどのホテルの話では、県からしっかりと説明して、奈良市も巻き込んで協議をされてるということです。このあたり、こちらの面についても、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。お願いします。

もう一つ、大切だと思っているのが、それぞれの事業内容を明確にした上で、これは奈良市の事業にかかわらず、協定にかかわらず全てにおいてですが、これらの事業を計画的かつ効果的に実行していくために、どのようなスケジュールで進めていくのか、それから財源はどう確保していくのか、非常に大事だと思っています。現段階では、包括協定の段階ですから、スケジュールについては具体的な見通しが恐らくついていないのだらうと思いますけれども、しかしながら、次の段階、つまり基本構想を経て基本計画の段階では、ぜひ実施時期や予算などを明確する必要があるのではないかと。当該の市と県がどのように役割分担しながら事業を進めていくかということはもちろんです。事業の実施に当たって、今申した期限、時期、財源など、具体的な目標設定についてどのように考えておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 委員から今後の進め方ということで、包括協定の次の段階の基本計画の策定の段階でスケジュール等々を明確にということでした。

委員のご質問の中にもあったように、まだこの制度は始まったばかりで、まだまだ包括協定を結んだばかりの段階のものが多いです。この次の段階の基本計画の中身をどう

進めていくのかは、これからの検討事項でもありますし、精査していかなければいけないと思っています。そのような中で、最終的には市と県とで役割分担しながらいろいろな事業を進めることとなりますけれども、それぞれの事業がどういう位置づけなのかや、どういうスケジュール感で進めていくのかなど、そういったことは非常に大事なことだと思っていますので、財源の問題も入れることができるか、その次の個別協定の段階なのかというところについてもしっかりと精査し、できる限りの明確な基本計画の策定に向けて準備を進めていきたいと考えています。以上です。

○池田委員 もちろん個々個別の事業においては、それぞれの事業の熟度や、地域事情などそれぞれあるわけですがけれども、今、地域デザイン推進課長からお答えいただいたように、明確にしていくということが大変重要だと思いますし、何よりも絵に描いた餅にならないということにもつながると。構想だけで終わってしまう、計画倒れになってしまうということにならないように、基本協定の際にはぜひ、先ほど申したように、期限、目標年次など、あるいは財源構成、役割分担を含めてですが、しっかりと盛り込んで明確にさせていただくようお願いしておきます。

もう1点、報告のあった土砂災害の警戒区域の件です。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域、イエロー区域とレッド区域、それぞれ今、鋭意調査されているということです。先ほど、まず、土砂災害警戒区域、イエロー区域については1万967カ所全て完了したというご説明でした。土砂災害防止法によると、公表しなければならないとなっていますが、今の公表状況をお聞かせいただきたいと。

100%公表されていますか。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 公表について質問がありました。

イエロー区域の1万967カ所についてですけれども、公表しています。以上です。

○池田委員 続いて、レッド区域についてもお答えください。

○城ヶ崎砂防・災害対策課長 レッド区域については、おおむね2,200カ所ほど調査しています。そのうち87カ所については指定済みでして、あわせて公表しています。さらに2,100カ所ほどありますが、改めて現地調査をし、1,770カ所を6月26日までに公表したところです。そのほかの地区については、実は平成23年以前に調査をしたりなどということで、現地の地形が少し変わったり、新たに道路を整備したりなどで現地の地形が変わったということがありますので、改めて精査した上で今後の調査を実施し、公表をしたいと思っています。以上です。

○池田委員 これは人命にかかわることですので、しっかりと法律に基づいて対応していただくようお願いし、質問を終わります。

○川口（正）委員 県土マネジメント部長、6月29日の本会議でいいことを言ってくれたので、私、その言葉にほれています。多分、井岡議員の質問に対する答弁ですけど、彼が京奈和自動車道一般道部分の天理斑鳩線の二階堂南菅田交差点あたりの未整備区間の問題を提起したと思います。あなた、最重点箇所として一生懸命やると、やっているのだと。そこで質問ですが、最重点箇所というのはうれしいのです。奈良県の最重点箇所として取り組んでいる箇所はどこどこだということを一度聞かせてもらいたいです。うれしいのです、このことはね、これを一度聞かせてもらいたい。

○加藤県土マネジメント部長 その際、お話したのは、京奈和自動車道については、平成28年度に供用を予定している御所南インターチェンジから御所北インターチェンジの間を、国には一生懸命やっただいていてという趣旨でお答えしたと記憶はしています。奈良県内で最重点で道路整備を進めているところ、これは、いずれも本当に最重点で進めたいところではありますけれども、その中でも、京奈和自動車道の平成28年度に供用を予定している区間、これが働く場所の確保、産業振興の観点からも重要だと考えています。このほか京奈和自動車道については、現在、事業中の箇所、平成30年度半ばの供用に向けてしっかり国に取り組んでいただきたいということも重要な箇所だと思います。また、五條新宮道路についても、これは命の道であり、南部地域の観光振興を支える道ですので、これについても重要な道だという理解をしています。そのほかの各道路それぞれ、その地域、その地域においては重要な道路だと考えているところです。

○川口（正）委員 私が御所市の出身だから、御所をわざわざ取り上げてもらわなくてもいい。私は妬みもひがみも何もしていません。井岡議員の質問、私が申し上げた内容のことで彼が取り上げて提起しているわけで、それにあなたが最重点地区として取り組んでいるのだとおっしゃった。京奈和自動車道全体、それは一番でやっただいてはわかる。彼の質問にあなたは答えられたわけで、私の耳、悪かったのかと私は思うのです。あなたは、全体像を捉えて言ったのだと。ただ、今、私がこんな尋ね方をしたら、何か、美辞麗句のお世辞を言ったのかというように感じます。

だから私がお願いしたいのは、最重点があつてしかるべしなのです。緊急度の高いものがある、あるいはまた、安全性にかかわっているものもある、いろいろありますが、

理由が。だからいろいろな事業を取り上げて、きょう上がっているのも皆最重点と言え
ばそれまでだと思いますけども、しかし、繰越明許にしないと進まないような、難所も
相当あるわけなのです。皆、最重点だと言うてしまえば、並列になってしまうわけだか
ら。それはそれなりに差があつてしかるべしです。ここも大事だけど、いや、これは命
の問題だと、ここもそこも同じことなんだということにならないのだから。だから最重
点というのは、うれしいのですよ。そういう勢いでやってもらわなければならないのだ
から、そこを。第一義的にここをやろうと、第二義的にここは我慢してもらおうよ、こ
れ第三義的で我慢してもらおうよと、あつてしかるべしなのです。あつてしかるべしな
のだ。

だからひとつですね、この言葉に私はほれたのだから、あなたは平面的にどこもかし
かも皆、最重点ということでお世辞を言ってくれているわけ。お世辞で言う余りに繰越
明許の箇所ができるわけですか。真剣にやっているわけですよ。このたびの繰越明許が
275億円余りある、その中で土木の関係は150億円できるとおっしゃった。意気込
み次第で繰越明許が減ります。減ることが県民の利益です。いつまでもいつまでもおく
れるということは、それだけ損失です。そういう意味で私は申し上げるわけで、いずれ
にしても積極的に、これは最重点、これは二次的で我慢してもらわなければならないと、
わずかな区間の工事箇所を3年も5年もかかっている場合があるでしょう、長くても即座
に対応する場合もあるでしょう。これはきちんと整理する必要があると。田原本の彼
に言ったのはお世辞ですか、そう私は捉えますよ。そんな失礼なことでは困るのです。
妬んで言っているのではないのですよ、あなたはわざわざ御所云々言ってくれた、あり
がたいです。いや、私が県議会議員を長年やらせていただいているおかげで、顔を見たら
私のことを気にかけていただいて感謝します。改めて感謝します。公の場で感謝しま
す。もうこれ以上やったら水かけ論になります。

そこで、御所のことを言っていたのでお尋ねします。これはそれで聞いているわ
けけれども、議員の皆さんにもご理解いただきたいと思いますが、これは京奈和自動
車道、御所インターチェンジの周辺の工場集積団地の取り組みにいろいろご苦労かけま
したけれども、発掘調査や、あるいはまた実測で買収しなければなりません。地権者は
早く買ってもらいたいと言っているわけです。そのプログラムをどのような形で立てて
いただいているのか。県土マネジメント部、それともまちづくり推進局ですか、これは
どちらの担当になるのか。おおよそのプログラムを聞かせてもらいたいと思うのです。

それから、こないだ私のところへ要望があって、私は、内容がよくわからないのだけれども、京奈和自動車道のトンネル部分にかかわって、最初は5つトンネルができることになっていたのが4つに、距離は変わりますけれども、トンネルが4つになったということでした。あのあたりの、こちらから数えれば4つ目と5つ目とのかかわりでだと思えますけれども、多分、新田東佐味あたりだと思いますけれども、あそこの地権者に用地の交渉に来られているのだと。私にひとつ口添えしてくれという話だったのだけれど、私は断った。コストが合えば積極的にご協力いただきたいと、コストが合えば積極的に、私がそこまで介入する必要はないと申し上げてあるわけですがけれども、いずれにしても、あそこに貯水池なのか、ダムなのか、ダムというのもおかしいと思うし、そういうことになってるのですがという話が耳に入ってきた。あの一帯の工事にかかわっての状況がどのような形になってるのか、私の聞いている内容が違うのかどうなのか、真相を知っておきたいと思うのです。

もう1点は、新しく当選された葛城市選挙区の西川議員と共通の課題として取り組みますけれども、最重点とまではいかないけれども、重点箇所として取り上げてもらいたいと思うのは、前々から一生懸命に言っているのです。御所から葛城市、大和高田へ通ずる葛城川の堤防沿いの道路です。これを何としても促進してもらいたいと。地域振興には大事な箇所だと、こう思う。単に道路だけ、交通事情の問題だけではなく、河川対策としても必要な箇所ではないかと思うのです。私からもきょう申し上げた、今までも申し上げてきましたけれども、新議員の西川議員もおっしゃるはずだということもつけ加えて、この河川に対する安心度を強めていただきたいと。今の段階での、見解を伺っておきたいと思います。

○本村地域デザイン推進課長 委員から、御所インターチェンジ周辺の産業集積地の今後の予定ということでした。

この事業ですけれども、事業実施予定の区域内に今、各地権者が所有されている用地について、取得に向けた交渉を進めさせていただくため、まずは実測面積を計測する必要がある、昨年度から用地測量の作業に着手をしたところです。今後についても、こういった用地測量なども含めて、平成27年度は設計や用地測量が終了してご納得いただけたところは用地買収、それから文化財発掘調査を進めていきたいと考えています。平成28年度についても、引き続き文化財発掘調査、そして平成29年度については道路や緑道、造成の工事などといったものに着手していきたいと考えており、もろもろ平成

32年度ぐらいまでこういった造成工事がかかってくるのかと思っておりますが、造成工事が完了した区画から順次民間に売却していきたいと思っております。最も早い区画で平成30年度末の完了を予定しているところです。以上です。

○川口（正）委員 いやいや、私が聞いたのは、買い上げを……。

○岩田委員長 用地買収。

○川口（正）委員 用地買収のことを言っているのです。

○本村地域デザイン推進課長 用地買収についても、そこについては、今申し上げたように、測量が終了しなければならないということがありますので、まず測量をさせていただいています。早ければ今年度から用地買収に入りたいと考えています。以上です。

○森本道路政策官道路建設課長事務取扱 京奈和自動車道の御所道路、御所南インターチェンジから御所北インターチェンジ間のトンネルと、それからその貯水池のご質問がありました。

トンネルについては、当初計画では5本という話もありましたけれども、その後、計画の中で4本ということで進んでいるところです。

貯水池については、ちょうどトンネルの上にあるのをどうするかというところまで聞いていたのですが、今手元に資料がないので、これ以上ご答弁ができないのですけれど、また調べて報告させていただけたらと思います。

葛城川沿いの道路についてのご質問がありました。

葛城川については、以前から非常に要望が出ている道路ということは認識しております。道路としては京奈和自動車道と並行した道路ということで、京奈和自動車道の開通により、葛城川堤防の交通量は1割ぐらいは減っているのですけれども、主に葛城市の南北交通を担う道路ということで、現在は河川の堤防道路あるいは市道になっています。それについては、県と市において将来どうするかを検討するということで、平成25年7月に1度、葛城市と県で勉強会を開催したという経緯があります。その後、平成26年2月にもまた勉強会をしておりますけれども、その中では、京奈和自動車道の進捗を見ながら、どのような整備をするのか、県がどのようなことを支援できるかということ、また今後、葛城市あるいは御所市と話していきたいと考えています。以上です。

○川口（正）委員 高規格幹線道路がいくらできても、それで交通事情がよくなったということにはならないのです。高規格幹線道路、高速道路ができればできるほど村が寂れるのです。村を寂れさせない対策が必要だということも考えてもらわなければ、まち

づくりの協定云々ということではいろいろ言っているけれど、そのことを忘れて連携はないです。人が住みつかないといけない。人がどんどん流出するような政策でまちづくりがいくらとられてもだめなのだから、下を通る人たちがたくさんできていないとだめなのです。そういう意味で私は言っているわけ。だから道路対策かつまた河川対策にもかかわり合いを持つ、両面をあわせてまちづくり、里づくり、これを真剣に考えてもらいたい。京奈和自動車道がうまくいっているから、この道が不要ですというようなことばかり言っていたら、京奈和自動車道をとめなさい、それだったら京奈和自動車道をとめていいよ、まちを廃れさせてどうするの、そういう意味で私は申し上げている。同じ答弁は今度は要らない、また今度尋ねますから。

○大国委員 数点お尋ねします。

最初に、6月補正予算でも出ている（仮称）奈良インターチェンジ周辺整備事業に係ると思いますけれども、先ほどの説明では、西九条佐保線等の整備を進めるということですが、きょうお尋ねしたいのは、この南北軸ではなくて東西軸のことです。県道京終停車場薬師寺線の件です。

このインター周辺の整備については、周辺住民の皆様にも説明をされてこれまで取り組んでおられます。周辺の皆さんからさまざまに県に対しての要望等も届いてると思います。この整備を進める中で、例えば周辺住民の皆さんが、本当にふだん混雑をする、渋滞をする箇所等がより一層激しくなるのではないかという懸念をされています。また、県が出している県道京終停車場薬師寺線については、交通渋滞が減少するのではないかと、通過交通が減少するのではないかという報告、説明をされていますけれども、本当に少なくなるのかというのが実感です。そういったことも含めて、これからこのインターチェンジが設置されますと、当然、本会議でも知事が答弁されているように、薬師寺方面への観光ということも大いに進めていただかなくてはなりませんけれども、先ほど申し上げたように、もともとこの県道は渋滞をしています。ここをどうするかということも、あわせて検討していただきたいと思っており、この東西軸についてのお考えをお尋ねします。

2点目は、これまで会派としても質問してまいりましたが、近鉄奈良駅北側歩道へのバリアフリー化、エスカレーター、それからエレベーター等の設置についての検討状況についてお尋ねします。

3点目ですけれども、これから暑くなってまいります。ムジークフェストならあるい

はオクトーバーフェスト等もありますし、また、県立美術館では田中一光展も開催され、奈良公園一帯にはことしも大変多くの皆さんが来られます。これから地球温暖化とも言われているような状況の中で、雨が降るときにはもうゲリラ豪雨が降ると、だけれども、一方では、晴れたときにはもう大変暑い状況となります。そういった自然いっぱいの中での観光客の皆様のおもてなし、あるいは周辺で生活をされている方々も含めて、この暑さ対策としてこれまで進めていただいているのがドライミストの設置です。平成24年から夏季期間において手づくりで設置していただいております、大変好評とお伺いしています。特に鹿も集まっており、鹿にも好評ということではないかと思っておりますけれども、こういった取り組みは各地でも進めておられますし、今後、駅周辺から、もう一度設置できる箇所があれば拡充していただけないかということでありまして、その辺のお考え、それから今年度の取り組みについて、このドライミストについてお尋ねします。

4点目は、通学路の安全対策です。

きょう、残念なことに朝7時半ごろ、福岡県でまた集団登校していた小学校の児童生徒の列に、今度は原付バイクが突っ込んだということで、男女6人、また、バイクを運転していた高校2年生の男子生徒、7人が負傷したという報道がありました。繰り返しこういう報道があるたびに、もう本当にこういったことはあってはならないと心から思うのです。私も時間があれば、危険な箇所と言われる場所にも立って、その通学状況を見る地域もありますけれども、先般行われた、第4回になりますけれども、奈良県通学路安全対策推進会議が王寺町でありました。そのときの状況というのは新聞等にも報道されていましたが、今後の取り組み、まだ未整備区間があるかと思っておりますけれども、県内の全公立小学校216校を対象として進められていますが、状況と今後の取り組みについてお尋ねします。

○本村地域デザイン推進課長 まず最初に、京奈和自動車道道の（仮称）奈良インターチェンジができた場合の県道京終停車場薬師寺線についての影響ということです。

委員のお尋ねの中で、将来的な交通量が減るということについておっしゃいましたが、ここについては、将来推計を計算すると、京奈和自動車道のインターチェンジや西九条佐保線も、これは将来的にオープンしますと、わざわざ国道24号に出なくても交通ができるということもありますので、将来的には減少するという予測になっています。このような前提で、ただ、何もしないということではないのですけれども、インターチェンジができて新駅ができるということになると、バスやタクシーの乗降場となる駅前広

場等があわせて整備されるということもあり、あわせて、鉄道やバスの利用を目的として周辺から歩行者や自転車の交通がふえるのではないかと予測されますので、歩行者等の安全確保の対策として、新駅周辺の県道京終停車場薬師寺線の整備は必要なのかなと考えています。こうした県道京終停車場薬師寺線のうち、国道24号からこのインターチェンジまでの間は、現在、歩道の幅員が十分確保されておりませんので、新駅の整備にあわせて歩行者等の安全対策の検討を進めてまいりたいと考えています。

それから、(仮称)奈良インターチェンジよりも東側のほうですが、県道木津横田線までの間ですけれども、現在の京終停車場薬師寺線は非常に狭隘な部分があります。これは人家が連たんして拡幅が非常に困難な部分でもありますので、大安寺の南側を東西に走る奈良市道、既存の道路がありますけれども、こういったところを活用し、車両が相互にすれ違えるように、歩行者が安全に通行できるようになるように奈良市と共同で検討を進めているところです。こういった対策を進め、県道京終停車場薬師寺線を含めて、この新駅あるいは(仮称)奈良インターチェンジ周辺を核として東西の新たな観光ルートを創出していくということで、まちづくり連携協定の地区でもありますので、奈良市と共同で検討を進めたいと考えています。以上です。

○木村道路環境課長 委員から、2点の質問がありました。

まず1点目ですけれども、近鉄奈良駅北側におけるエスカレーターの設置ということです。今の検討状況ということですが、近鉄奈良駅北側へのエスカレーターの設置の必要性については、県としても十分に認識しています。委員がご承知のとおり、県も一定の費用負担をするということを前提にして、近鉄の所有物である既設の階段にエスカレーターを追加するという設置案で、近鉄と平成25年に調整を行ったという経緯があります。その際には、残念ながら近鉄からのご協力をいただけずにエスカレーターの設置には至りませんでした。近鉄にさえご協力いただければ階段にエスカレーターを設置することが最も経済的で合理的だと考えますので、近鉄には、ぜひ考え直していただき、ご協力いただきたいと考えているところです。

2点目ですが、通学路の安全対策についてということです。現在の取り組み状況ということでご質問がありました。

委員がお述べのとおり、第4回奈良県通学路安全対策推進会議を6月に開催したところです。この推進会議ですけれども、平成24年4月に京都府亀岡市で大変悲惨な事故が発生したことを受け、通学路の緊急合同点検を実施したところです。その点検をした

結果、奈良県内に通学路の対策が必要な箇所が1,341カ所あり、そのうち平成27年3月現在で1,229カ所、率すると約92%の地区の対策が完了したところです。残りの箇所については、道路管理者、教育委員会、警察、3者が連携し、できるだけ早く対策を講じていきたいということで努力しているところです。以上です。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 奈良公園のミスト整備についてということでした。

奈良公園、夏は非常に暑く、来られたお客さんも鹿も非常にぐったりしてるというような中、平成24年になります、委員を初め多くの方々からミスト整備ができないかという要望を受け、職員みずからが手づくりで設置したのが始まりです。現在、従来まで新公会堂と言っていたところ、今は新しい名前春日野フォーラムと言いますが、その西側にある浮雲園地の藤棚に1カ所、それから若草山の山麓のゲート北、南に1カ所ずつということで、計3カ所に置いています。非常に好評であることは事実でして、先ほど鹿も非常に喜んでるという委員のお言葉もありましたが、小さなお子さん連れの方も含めて好評ではあります。

ただ、我々が設置したのは、奈良公園の非常に奥深いところでして、手前になると、歩道上に設置するのは、ミストがかかるのを嫌がられる方もおられるのではないかと思いますので、できれば、その歩道の横、街路樹帯のところなどに少し工夫をしたミストを整備できないかということを検討したいと考えています。できるならば、何とかこの夏に、やはりできるだけ手づくりで、1カ所、2カ所でもつくらせていただければいいかと考えています。以上です。

○大国委員 まず、ミストについては、非常に努力をさせていただいており、その努力は大いに観光客の皆さんにも伝わればと思いますし、また、何よりもこの暑い夏を迎えるに当たって、奈良に来られた方が、少しでもほっとするエリアもあってもいいのかとも思いますので、何とぞ期待しておりますので、よろしくお願いします。

通学路の安全対策であります。さまざまな問題で進んでいないことは十分承知しております。ただ、先ほど紹介した福岡県の事故は、教育委員会などによると、ここにニュースとして出ておりますけれども、現場は住宅地を通る片側1車線の道路、歩道はなく、街路帯があるだけだったと。このあたりは近年、通勤時間帯の通行量がふえ、以前から危ないと問題になっていたと話しているということです。だから、難しい場面もあろうかと思いますが、こういう事故をなくしていく努力を引き続きお願いしたいと思います。

います。子どもさんたちのお母さんが行ってらっしゃいと言って、もう元気いっぱい学校に行く道中で、そういう事態に巻き込まれるということがあってはならないと思いますので、何とぞ努力を引き続きお願いします。

それから、(仮称)奈良インターチェンジの付近のアクセスについて、答弁いただきました。繰り返して申しわけありませんが、薬師寺方面付近まで大きくエリアをちょっと視野を広げていただいて、(仮称)奈良インターチェンジあるいは新駅から薬師寺方面にも大いに自転車なり観光バスなり観光客の方がスムーズに、時間どおりに行ってほしいと思うのです。現在でも少し時間が読めない部分もありますので、何とぞさまざまな道路まで気を配っていただき、お願いしたいと思います。きょうは、この質問については以上でとどめたいと思います。

最後に、近鉄奈良駅の北側歩道へのエスカレーター等の設置についてです。

会派が知事に対して今年度の予算要望の際に出している要望項目に対しての措置状況の中でも、今答弁もありました施設管理者である近鉄との設置についての協議を行ってきたけれども、設置及び維持管理における費用負担等の面で協議が不調となっていることですが、今後、これがどのような展開を予想して、また、県としては、どのように協議を持っていかれるという何かお考えあるのでしょうか。何か一点突破できるようなお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○木村道路環境課長 近鉄のご意向もかたいようでして、県としては、何らかの形で、この階段にエスカレーターを設置するという県への投げかけといたしますか、そういったものがないと、なかなか再度協議をするのは難しい状況だと考えており、では、いつになったらということですが、前回は平成25年ということで、もう少し一定の時間が必要かと考えているところです。以上です。

○大国委員 可能な限り、私たちも、また重ねて本社のほうに要望へ行きたいなと思いますけれども、県としても、今後、県文化会館あるいは県立美術館の改修、そしてこのちょうど裏側、北側になりますけれども、この動線を使ってプロムナードをつくって奈良県の観光のルート of 新たな魅力をつくろうとされている中で人を北側に誘導しようと思えば、今回行われたムジークフェストならもそうですけれども、大変年齢層の広い方がいらっしゃっております。こっちのほうに来てくださいというのであれば、高齢者の皆さんもベビーカーを押していらっしゃるお母さん方も、皆さんが行ってみようかなということを経験に思っただけの周辺整備をこれから進められようとしている、その

一番の入り口の階段、あの傾斜のきつい階段でありますので、何とぞ今後ともしっかりとまた取り組んでいただければと思います。また引き続き質問しますので、よろしくお願い致します。以上です。

○岩田委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、平成27年6月11日、県庁西側の奈良市道において県が実施した車道拡幅により歩道を撤去した工事について、県民の方から建設委員長宛てに建設委員会で取り上げるようメールがありました。今、文書を配付しております。

建設委員会としては、まず、工事实施に至った経緯や工事完了後の状況などについて理事者からの説明を受けた上で、当委員会としての対応を判断してまいりたいと考えています。

それでは、道路環境課長、説明をお願いします。

○木村道路環境課長 委員長から説明の指示がありました県庁西側の奈良市道北部第361号線の改良工事について、ただいま配付した資料に基づき説明いたします。

今回の工事の背景と目的ですが、県では、奈良公園内の周遊バスの乗り継ぎ拠点や観光バスの乗降、駐機場所として、また、来訪者への情報提供や観光案内など、奈良公園へのエントランスとして、位置図にあるように、県庁東側に（仮称）登大路ターミナルの整備を行い、奈良公園への車両の進入を抑制し、公共交通による周遊環境を向上することとしています。ターミナルが完成したら、位置図に示したように、バスが走行することとなります。このため、県庁西側にある奈良市道がバスの交通量の増加に対応できるよう、ターミナルの整備に先立って改良工事を実施しました。

続いて、工事の概要ですが、横断図にあるように、工事前は右左折が一体となった狭い車線となっていました。今回の工事では、歩道敷を利用し、右折車線、左折車線をそれぞれ整備しました。また、歩行経路については、平面図にあるように、隣接する奈良県文化会館の敷地内の通路に変更して歩行者ネットワークを確保するとともに、バリアフリーを踏まえて点字ブロックの設置や車椅子がすれ違いできるような幅員を一部拡幅しました。工事期間については、昨年11月26日から今年の3月30日までです。

今回の工事に当たっては、交通処理計画や歩行経路について警察と事前協議を行い、了承を得ております。一方、この道路の管理者は奈良市です。道路法第24条では、道路管理者以外の者は道路管理者の承認を受けて工事を行うこととなっています。また、歩道の取り扱いについては、道路を新設、改築する場合における道路の構造の一般的技

術基準を定めた道路構造令及び奈良市が条例で定めている奈良市道の構造技術基準では、設計交通量により扱いは異なりますが、道路には、その各側に設けるものとする、ただし、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合においてはこの限りではないと記載されているところです。道路管理者が歩道設置の必要性を判断できることとなっています。このため、道路管理者である奈良市に対して歩行者ネットワークを確保するための歩行経路の変更やバリアフリー対応について説明を行うとともに、市道における工事に関する協議を行い、道路法第24条に基づく奈良市の承認を得て県が工事を行いました。

資料の2枚目に県庁西側の道路の整備状況を記載しています。歩行者への周知を行うため、5月2日に歩行経路への案内誘導看板及び路肩歩行の注意看板を4カ所設置しました。図面にある緑色の三角印です。写真の番号でいうと、⑦、⑨、⑫です。また、6月16日においては、これまで歩道を利用されていた方や来訪者の方々が歩行経路の分岐を認識していただき、迷うことなく安全に通行していただくよう分岐点において案内誘導看板を4カ所設置するとともに、英語表記の追記など、案内誘導看板を充実しました。図面の赤色の丸印です。写真番号でいうと、②、③、⑥、⑧です。今後、さらに路肩の通行を抑制する防止柵や注意喚起看板など、歩行者に対する十分な配慮を講じてまいる所存です。図面の黄色の四角印です。

説明は以上です。

○岩田委員長 ただいまの理事者からの説明を鑑みると、奈良県は、奈良市から道路法の許可を得て工事施工を行っていることや、工事完了後の歩道撤去に伴う歩行者への周知等についても適切に行っており、今後、県においてさらなる対策を講じるとしています。また、この県民の方が求めている歩道撤去と道路構造令との関係については、原則的には、道路管理者である奈良市が判断するものです。

この案件については、委員長として、特に問題ないと判断しますが、理事者において、引き続き歩行者への配慮を十分講じることをお願いしておきます。

それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

反対討論をされますか。

○太田委員 はい。

○岩田委員長 では、議第55号中、当委員会所管分については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく申し上げます。

次に、委員長報告についてありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。